

休止する事業所の介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書の提出について

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を取得した事業者は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書を提出する必要があります。

休止する事業所については、算定年度終了後（通常は、休止年度の翌年度7月末まで）に、介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書を提出してください。

※加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない等、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件を満たさない場合には、加算の一部若しくは全部を不正受給として返還していただくことになる可能性もございますので、必ず実績報告書を提出してください。